

美容医療賠償責任共済「苦情処理対応」

< 本共済会の特徴 >

現在の医師賠償責任保険または歯科医師賠償責任保険では、「美容を唯一の目的とする医療行為によって生じた賠償責任」は除外されています。一部に死亡・重度後遺障害のみを対象とした美容医療の共済もありますが、医療過誤から生じる事故の全てをカバーするものではありません。ましてや、法律上の賠償責任を問われない苦情処理を対象としたものは未だ見かけません。

本美容医療賠償責任共済会は、NNI, ライズコンサルティング, 日本アイラックを事務委託会社として、**医療過誤賠償および苦情処理サービスを提供する新しい「共済会」**です。

その特徴は、次の通りです。

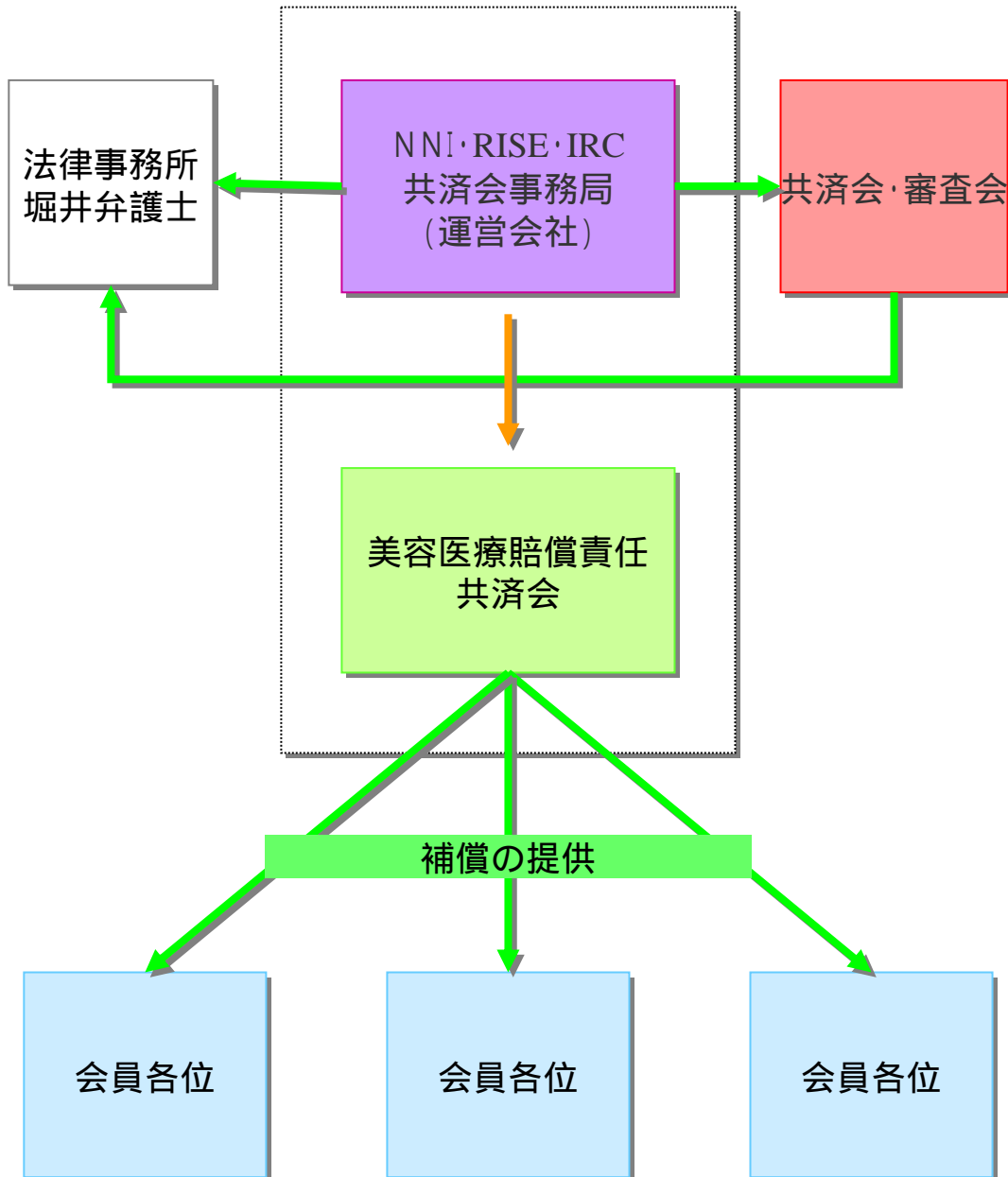
100万円以下の小額クレームが殆どであるという現状に合わせて、賠償責任限度額を100万円とし、共済会加入者の相互扶助により対応します。

現存する共済会と異なり、クレーム・エージェントを起用し、法律外のクレームに対処します。クレーム・エージェントを使うことにより医師の方々の苦情処理に費やす時間が省かれます。

<ビジネス スキーム>

美容医療賠償責任共済会

共済・苦情処理対応
スキーム



<補償内容>

美容医療賠償責任共済会

美容医療賠償責任共済

保障種目 : 賠償責任補償 - 身体的障害、精神的障害

保障範囲 : 法律上の賠償損害金および争訟費用・処理費用

保障限度額: 1事故につき100万円(争訟費用・処理費用を含む)、
1契約当たり年間500万円まで(争訟費用・処理費用を含む)

免責金額 : 1件当たり20万円

保障内容 : 本共済の被共済者である医師またはその管理下にある補助者が、
本会の指定する日本国内の医療施設において共済期間中に法律
上の損害賠償請求をされたことにより被った損害金および争訟費
用・処理費用について補償します。

付帯サービス : 予想される法律外のクレーム(苦情等)に対処するため、本会
の管轄下にクレーム・エージェントを設置する。
同エージェントの使用はオプションとし、個々の医師・病院の
責任と費用において執り行われるものとする。
【初回のクレーム対応:基本料金は無料、2回目以降:有料】

< 加入条件・掛け金 >

加入資格

日本抗加齢美容医療学会会員の方、および同学会の承認を受けた美容医療業務に従事する医師・医院・病院。
尚、共済への出資金と共済掛け金の支払いが必要です。

医療賠償責任共済掛け金(100万円までのクレーム)

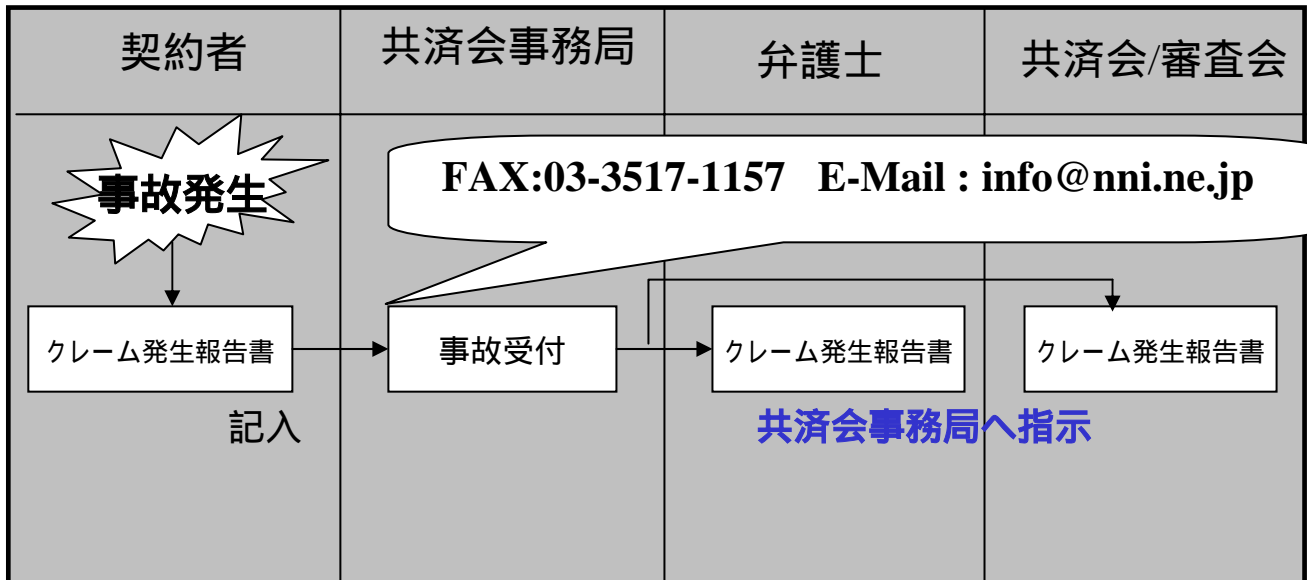
クリニック・病院 医師	100万円/件 : 500万円/年	5,000/月
勤務医	100万円/件 : 500万円/年	3,000/月
フリー勤務医	100万円/件 : 500万円/年	2,500/月
アルバイト医	100万円/件 : 500万円/年	500/月

加入条件

勤務医・フリー勤務医・アルバイト医の加入はクリニック・病院が契約者となる。
勤務医・フリー勤務医・アルバイト医の氏名は勤務毎に記録し、共済会へ提出する。
勤務医の勤務場所は当協会加盟員のクリニックまたは病院とし、事前に施設名を届ける。
法律外の苦情については個々の医師・クリニック・病院がクレーム・エージェントと共に対処する。
フリー勤務医とは週に2日を限度として勤務する医師を言う。
アルバイト医とは月に2回以内勤務する医師を言う。

< 事故対応マニュアル >

美容医療賠償責任共済会



事故又はクレームが発生した場合には、「クレーム発生報告書」にその内容を記入して下さい。

その後の事故処理を行う上で大変重要な部分です。

「クレーム発生報告書」の項目に従って、できるだけ詳細に記入して下さい。

記入した「クレーム発生報告書」を速やかに共済会事務局にFAXまたはE-Mailで送付して下さい。共済会事務局が共済会/審査会の審査結果を踏まえ弁護士指導のもと事故処理を行います。

共済会事務局又は弁護士から内容確認の電話をさせて頂く場合があります。「クレーム発生報告書」には病院のご担当者名、連絡先を必ずご記入下さい。

< 共済会/クレーム・サービスに関する質問スペース >

--

< 共済会資料請求フォーム >

クリニック名	
医師・歯科医師 名	
TEL	
FAX	
E - mail	
郵便番号	
住所	

FAX 03 - 3 5 1 7 - 1 1 5 7

< スケジュール >

共済事業から保険へ

共済会は、法律上の賠償責任事故に対処し、会員の便宜と福利厚生の上
 を図ります。
 また、保険業法改正後においても引き続き同じ補償が提供できるように、
 「少額短期保険業者の設立を目指します。

共済会のスケジュール

6月	定例理事会に提案	学会理事会
7月	「美容医療賠償責任共済会」臨時総会 約款改定 運営規則改定 会則改定	学会 NNI RISE IRC 堀井弁護士
8月	共済会実務開始 - 会員募集	RISE
10月	学会総会にてご説明	RISE他

保険化のスケジュール

6月 ~ 9月 : 「少額短期保険業者」設立の検討 準備
 2006年4月 : 金融庁に申請

日本抗加齢美容医療学会
-Medical Beauty Forum-

共済会事務局
株式会社ライズコンサルティング
TEL : 03-5159-6052
FAX : 03-5159-6055